

香芝市報道資料

令和 6 年 7 月 22 日

報道関係者各位

香芝市企画部秘書広報課

附属機関等における委員選定の見直しについて

本市では、この度、二元代表制の趣旨に鑑み、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づき設置される附属機関及びそれ以外の会議体（以下「附属機関等」という。）において、市議会議員が委員になっている状況を見直し、整理を行いました。

今後については、市議会議員は、法令等に定めのある場合やその専門的知識が必要である場合等の特に必要がある場合を除き、原則として附属機関等の委員として委嘱を行わない方針としました。ただし、現在、既に委嘱を行っている市議会議員については、任期の満了日までは継続します。

なお、この見直しは、執行機関が市議会議員と意見交換を実施すること自体を妨げるものではなく、引き続き積極的な意見交換をまいります。

見直し対象となった附属機関等については、別紙のとおりですので、ご確認ください。

（参考）市公式ホームページの掲載箇所



(<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/4/49272.html>)



香芝市
Kashiba City

【問合せ先】

香芝市企画部企画政策課

担 当：吉田

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町 1 3 9 7 番地

電 話：0745-76-2001（代表）

見直し対象となった附属機関等（市議会議員を委員として委嘱していた附属機関等）**< 結果の見方 >**

【見直し】・・・今後、市議会議員を委員として委嘱しない。
ただし、現在、既に委嘱している市議会議員については、任期満了日までは継続する。

【継続】・・・法令等に定めのある場合やその専門的知識が必要である場合等の特に必要があるものとして、引き続き、市議会議員を委嘱する。

No.	附属機関等名称	設置根拠法令等の名称	結果
1	香芝市都市経営市民会議	香芝市附属機関設置条例	見直し
2	香芝市地域福祉計画策定委員会	香芝市附属機関設置条例	見直し
3	香芝市空家等対策推進協議会	香芝市附属機関設置条例	見直し
4	香芝市バリアフリー推進協議会	香芝市附属機関設置条例	見直し
5	香芝市立地適正化計画策定委員会	香芝市附属機関設置条例	見直し
6	香芝市みどりの基本計画策定委員会	香芝市附属機関設置条例	見直し
7	香芝市都市計画マスタープラン策定委員会	香芝市附属機関設置条例	見直し
8	香芝市住居表示審議会	香芝市住居表示審議会条例	継続
9	香芝市都市計画審議会	都市計画法/香芝市都市計画審議会条例	継続
10	香芝市環境審議会	環境基本法/香芝市環境基本条例/香芝市環境審議会規則	見直し
11	香芝市民生委員推薦会	民生委員法/民生委員法施行令/香芝市民生委員推薦会規則	継続
12	香芝市ホテル等建築規制審議会	香芝市ラブホテル建築規制に関する条例	継続
13	香芝市国民保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律/香芝市国民保護協議会条例	見直し
14	香芝市防災会議	災害対策基本法/香芝市防災会議条例	継続
15	香芝市消防賞じゅつ金等審査委員会	香芝市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例/香芝市消防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則	継続
16	香芝市国民健康保険運営協議会	国民健康保険法/香芝市国民健康保険条例/香芝市国民健康保険規則	見直し
17	香芝市交通安全対策協議会	香芝市交通安全対策協議会会則	継続
18	香芝市学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律/香芝市学校運営協議会規則	継続
19	香芝市地域公共交通活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律/香芝市地域公共交通活性化協議会規約	見直し
20	香芝市健康づくり推進協議会	香芝市健康づくり推進協議会要綱	見直し
21	香芝市新焼却施設関連事業に係る負担割合調査検討委員会	香芝市新焼却施設関連事業に係る負担割合調査検討委員会設置要綱	見直し
22	香芝市農業委員候補者評価委員会	香芝市農業委員候補者評価委員会設置要綱	継続